

経済産業省

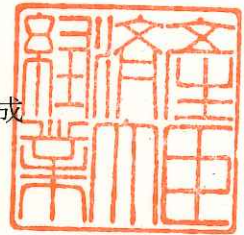
20171005保第7号

平成29年10月23日

財団法人台湾電子検査中心

董事長 劉 國昭 殿

経済産業大臣 世耕 弘成



電気用品に表示する略称の承認について

2017年10月3日付けをもって申請がありました上記の件については、電気用品安全法施行規則第17条第2項の規定に基づき、下記のと通りの略称とすることを承認します。

なお、承認された略称は、商標法第3条の規定に基づく登録商標又はこれと同等以上の効力があるものではないので、その旨を申し添えます。

記

電気用品の区分	略称に代える事項	略 称
配線器具 電流制限器	Electronics Testing Center , Taiwan	ETC
以下、余白		